

## 教習項目

13

## 運転免許制度、交通反則通告制度



1

## 運転免許の仕組み (法64・84・85・86・87・95、令32の2・32の3・32の3の2・32の7・32の8)

## 1 運転免許証の携帯及び提示

道路で自動車や原動機付自転車を運転するときは、その車種やけん引などの状態に応じた免許を受け、その免許証を携帯しなければなりません。

また、違反行為をしたり、交通事故を起こしたりした際に警察官から提示を求められた場合には、免許証を提示しなければなりません。

なお、免許を受けていても免許の停止処分中の者はその期間運転することはできません。

## Research

より深く…

## 【無免許運転の例】

- ① 免許を受けずに運転したとき
- ② 有効期間の過ぎた免許証で運転したとき
- ③ 免許の取消しを受けた後に運転したとき
- ④ 免許の停止、仮停止期間中に運転したとき
- ⑤ 試験合格後の免許証交付前に運転したとき
- ⑥ その免許によって運転できない自動車や原動機付自転車を運転したとき

## Research

より深く…

## 【無免許運転等に対する罰則】

無免許運転を行った者や、無免許運転を行うおそれのある人に対し自動車の提供、運送の要求、同乗の行為を禁止し、これらの行為をした者に対する罰則には、次のものがあります。

無免許運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
提供行為	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
運送要求・同乗行為	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

## 2 免許の種類と運転できる自動車など

## 1 免許の区分

運転免許には、次の三種があります。

## ① 第一種運転免許

自動車（乗合バス、タクシーなどを除きます。）や原動機付自転車を運転しようとする場合の免許をいいます。

## ② 第二種運転免許

乗合バス、タクシーなどの旅客自動車を旅客運送のため運転しようとする場合や代行運転自動車である普通自動車を運転しようとする場合の免許をいいます。

## ③ 仮運転免許

第一種免許又は第二種免許を受けようとする者が、練習などのために大型自動車、中型自動車、準中型自動車や普通自動車を運転しようとする場合の免許をいいます。

## 2 第一種運転免許の種類

第一種運転免許の種類に応じて運転できる自動車、原動機付自転車は次ページの表のとおりです。

## 【代行運転自動車】とは、

自動車運転代行業に従事する運転者が客に代わって運転する自動車をいいます。

## Keyword

## 【自動車運転代行業】とは、

他人に代わって自動車を運転するサービスを提供する営業で、次のいずれにも当てはまるものをいいます。

- ① 酒気を帯びている客に代わって自動車を運転するサービスを提供すること。
- ② 酒気を帯びている客などを乗車させるものであること。
- ③ ①の自動車に、業務用の自動車が随伴するものであること。

● 第一種運転免許で運転できる自動車などの種類

※特別な教習を修了した者は、19歳から取得可能

第一種免許の種類 <取得可能年齢>	大型免許	中型免許	準中型免許	普通免許	大型特殊免許	大型二輪免許	普通二輪免許	小型特殊免許	原付免許
	<21>	<20>	<18>	<18>	<18>	<18>	<16>	<16>	<16>
<b>運転できる自動車などの種類</b> <b>大型自動車</b> 大型特殊自動車、大型・普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、次のいずれかに該当する自動車 ・車両総重量 11,000kg 以上のもの ・最大積載量 6,500kg 以上のもの ・乗車定員 30人以上のもの  大型乗用自動車	○								
<b>中型自動車</b> 大型自動車、大型特殊自動車、大型・普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、次のいずれかに該当する自動車 ・車両総重量 7,500kg 以上 11,000kg 未満 ・最大積載量 4,500kg 以上 6,500kg 未満 ・乗車定員 11人以上29人以下のもの  中型貨物自動車	○	○							
<b>準中型自動車</b> 大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、次のいずれかに該当する自動車 ・車両総重量 3,500kg 以上 7,500kg 未満 ・最大積載量 2,000kg 以上 4,500kg 未満 ・乗車定員 10人以下のもの  準中型貨物自動車	○	○	○						
<b>普通自動車</b> 大型自動車、大型特殊自動車、中型自動車、準中型自動車、大型・普通自動二輪車、小型特殊自動車以外の自動車で、次のすべてに該当する自動車 ・車両総重量 3,500kg 未満のもの ・最大積載量 2,000kg 未満のもの ・乗車定員 10人以下のもの (ミニカー(総排気量については50cc以下、定格出力については0.60キロワット以下の原動機を有する普通自動車)にあつては、積載量90kg 以下、乗車定員1名)  普通乗用自動車  普通貨物自動車  三輪の普通自動車  ミニカー	○	○	○	○					
<b>大型特殊自動車</b> 特殊な構造(カタピラ式又は装輪式など)の特殊な用途に使用する自動車、小型特殊自動車以外のもの 					○				
<b>大型自動二輪車</b> エンジンの総排気量が400cc(定格出力20キロワット)を超える二輪の自動車(側車付のものを含む。) 						○			
<b>普通自動二輪車</b> エンジンの総排気量が50ccを超え、400cc以下の二輪の自動車(側車付のものを含む。) 						○	○		
<b>小型特殊自動車</b> 特殊な構造で特殊な用途に使用し、次のすべてに該当する自動車 ・最高速度15km毎時以下のもの ・長さ 4.70m 以下、幅 1.70m 以下、高さ 2.00m 以下 (ヘッドガード等の装置を備えた自動車で、ヘッドガード等を除いた部分の高さが 2.00m 以下のものについては、2.80m 以下) 	○	○	○	○	○	○	○	○	
<b>原動機付自転車</b> エンジンの総排気量50cc(定格出力0.6キロワット)以下の二輪車 エンジンの総排気量20cc(定格出力0.25キロワット)以下の三輪以上の車 エンジンの総排気量20ccを超え50cc(定格出力0.25キロワットを超え0.6キロワット)以下で車室を備えず、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪以上の車 	○	○	○	○	○	○	○		○

**注!**

**「限定が付されている免許」**

- 「AT限定」免許は、AT車に限り運転できます。
- 「小型二輪限定」免許は、総排気量125cc以下、定格出力1.00キロワット以下に限り運転できます。
- 「8トン限定中型」免許は、総重量8トン未満の中型自動車に限り運転できます。
- 「5トン限定準中型」免許は、総重量5トン未満の準中型自動車に限り運転できます。
- 「サポートカー限定」免許は、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全機能を備えた安全運転サポート車に限り運転できます。

**注!**

車体の構造上、走行の特性が二輪の自動車に類似するものとして内閣総理大臣が指定する三輪の自動車については、二輪の自動車とみなされ、大型自動二輪車又は普通自動二輪車に区分され、大型二輪免許又は普通二輪免許の取得が必要です。

**Keyword**

「ヘッドガード等」とは、ヘッドガード、安全キャブ、安全フレームなど、運転席の周囲に取り付けることにより転倒時における運転者の安全性を向上させるための装置をいいます。

## Research

より深く…

## 「免許の受験資格」

自動車運転する場合、運転する自動車にあった免許が必要です。しかし、免許によって受験資格が次のように決められています。

	受験資格	車両総重量	最大積載量	乗車定員
普通免許	18歳以上	3.5トン未満	2トン未満	10人以下
準中型免許	18歳以上	3.5トン以上 7.5トン未満	2トン以上 4.5トン未満	10人以下
中型免許	20歳以上経験2年以上	7.5トン以上 11トン未満	4.5トン以上 6.5トン未満	11人以上 29人以下
大型免許	21歳以上経験3年以上	11トン以上	6.5トン以上	30人以上

- ・中型第二種免許は、21歳以上で3年以上の経験を有する者でなければ受けることができません。
- ・平成19年6月1日以前に普通免許を受けている方は、普通免許に相当する8トン限定中型免許を受けているとみなされます。そのため、中型免許を取り直さなくても、8トン未満ならば、いままでどおり運転できます。
- ・平成19年6月2日から平成29年3月11日以前に普通免許を受けている方は、いままでの普通免許に相当する5トン限定準中型免許を受けているとみなされます。そのため、5トン未満ならば、いままでどおり運転できます。
- ・中型、大型免許は、令和4年5月13日以降は、19歳以上の者で普通免許等を1年以上保有し、特別な教習を修了していれば受けることができます。

## Research

より深く…

キャンピングトレーラなどで車両総重量が2,000kg未満のけん引される構造及び装置を有する車両（セミトレーラを除く。）は、小型トレーラの限定免許があれば運転することができます。

注!

## 「19歳から取得することができる者」

- ・自衛官
- ・19歳以上（普通免許等保有1年以上）で大型、中型車に必要な特別な教習を修了した者

## 「普通免許等」とは、

- ・大型免許については、中型、準中型、普通、大特免許
  - ・中型免許については、準中型、普通、大特免許
- のことをいいます。

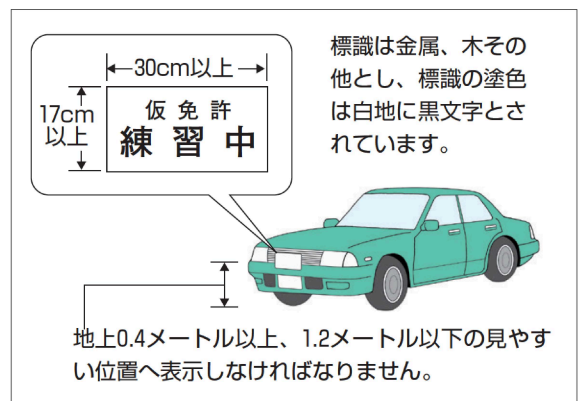
## 3 仮免許

## 1 仮免許による運転

- ① 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の第一種運転免許又は第二種免許を受けようとする者が、練習などのために運転しようとする場合は仮免許を受けなければなりません。
- ② 仮免許を受けた者が、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転するときは、次のいずれかの人を運転席の横に乗せ、その指導を受けながら運転しなければなりません。
  - ・その車を運転することができる第一種免許を3年以上受けている者
  - ・その車を運転することができる第二種免許を受けている者
  - ・指定自動車教習所の教習指導員
- ③ 次の場所では、練習をしてはいけません（指定自動車教習所の高速技能教習は除きます。）。
  - ・高速自動車国道
  - ・自動車専用道路
  - ・交通の著しく混雑している道路
  - ・登下校時の通学通園路など
- ④ 仮免許の有効期間は6か月間です。

## 2 練習標識の表示

仮免許を受けて自動車の運転をするときは、車の前と後ろに仮免許練習標識を定められた位置につけなければなりません。



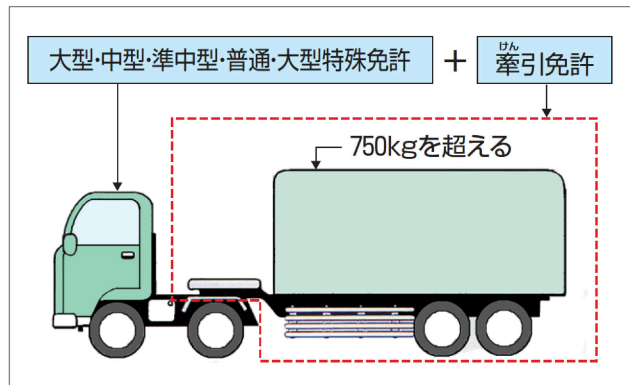
## 4 牽引免許

けん引するための構造、装置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車のいずれかでほかの車をけん引するときは、けん引する自動車の種類に応じた免許のほか、**牽引免許が必要です。**

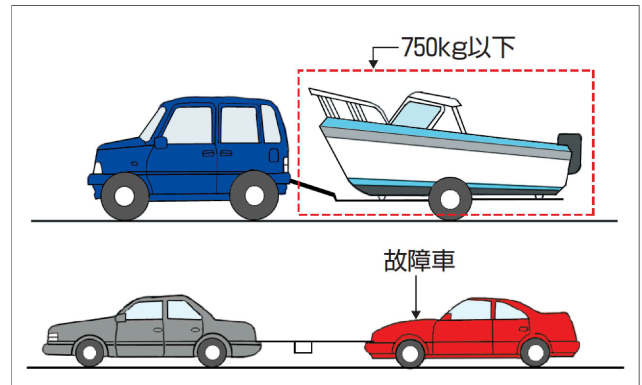
しかし、次の場合は、**牽引免許はいりません。**

- ・車の総重量(人や荷物をのせた状態での車全体の重さ)が750キログラム以下の車をけん引するとき
- ・故障車をロープ、クレーンなどでけん引するとき

### ◆牽引免許がある場合



### ◆牽引免許がいない場合



## 5 緊急自動車の運転資格

緊急自動車を運転する場合には、その自動車の運転に必要な運転免許のほか、**運転経験年数や年齢**について**特別の資格が必要です。**

**注!**

### 「運転資格」

緊急自動車を緊急用務のため運転するときは、次の要件を必要とします。しかし、公安委員会の審査に合格している者は除きます。

- 大型自動車・中型自動車・準中型自動車の緊急自動車
  - ・年齢が21歳以上
  - ・免許取得3年以上の者
- 普通自動車の緊急自動車
  - ・免許取得2年以上の者
- 大型・普通自動二輪車の緊急自動車
  - ・免許取得2年以上の者

## セーフティエチケット

### 仮免許運転違反

仮免許を受けていても、同乗資格がある人と一緒になければ町中を運転してはいけません。同乗者がいても、同乗資格がない人とでは、「仮免許運転違反」になります。

車は、乗る人によって凶器になります。仮免許運転違反や無免許違反は、絶対にしてはいけません。

## ② 運転免許証の更新等

(法92の2・94・101・101の2・101の2の2・101の3・102・104の4・105、令33の7・33の8・37の5)

### 1 運転免許証の記載事項の変更届け出

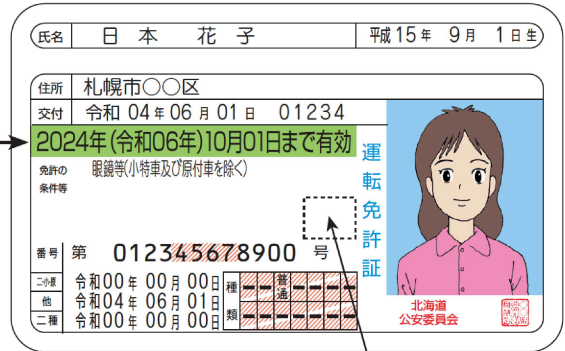
免許を受けた者は、本籍、住所、氏名などに変更があった場合には、速やかに住所地の公安委員会（住所の変更などのときは、変更した後の住所地の公安委員会）に届け出て、変更のあったことについて記載を受けなければなりません。



#### 「優良運転者の基準」

継続して免許を受けている期間が5年以上であり、更新前の過去5年間、無事故、無違反だったなどの条件を満たした人をいいます。

優良運転者は、免許証に「優良」と表示されます。



不正使用を防止するため、この部分にICチップが内蔵されています。

- 金色 ● 優良運転者
- 黄緑色 ● 新規免許取得者
- 薄青色 ● 一般運転者

## Research

より深く...

#### 臓器提供の意思表示

平成22年7月17日から、臓器提供の意思表示の機会を広げるため、運転免許証の裏面に意思表示欄が設けられました。

本人の意思表示と署名が記され、家族の承諾が得られれば、臓器提供が認められます。

記入は、強制ではなく、選択式で提供したくない臓器も選ぶことができ、臓器提供そのものを希望しない意思表示もすることができます。

また、特記欄には、「家族優先」などと条件を書き込むこともできます。

備考

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思表示をすることができます（記入は自由です）。  
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

（1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。）  
【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球】

【特記欄: \_\_\_\_\_】  
【自筆署名】 \_\_\_\_\_  
【署名年月日】 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

### 2 運転免許証の有効期間

#### ① 初回更新者

適性試験を受けた日の後の3回目の誕生日（誕生日が2月29日であるときは2月28日とみなします。）から1か月を経過するまでの期間です。

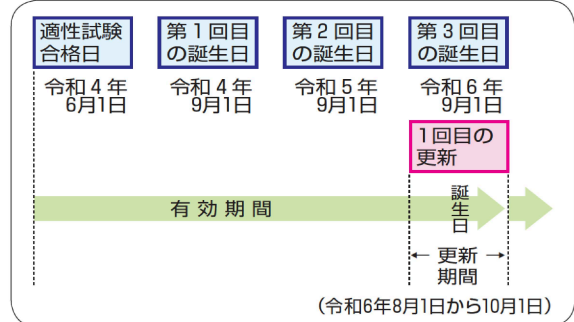
#### ② 優良運転者及び一般運転者

継続して免許を受けている期間が5年以上あり、過去5年間に無事故、無違反又は軽微な違反を1回のみした者は、有効期間が5年となります。ただし、年齢によって異なります。

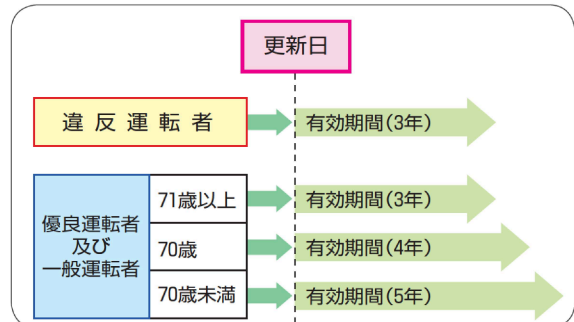
#### ③ 違反運転者

継続して免許を受けている期間が5年以上あり、過去5年間に事故を起こしたり、重大違反や2回以上の軽微な違反をした者は有効期間が3年になります。

#### ◆初回更新者の1回目の更新（誕生日9月1日の者の例）



#### ◆初回更新者以外の有効期間



### 3 運転免許証の更新及び定期検査

更新を受けようとするときは、有効期間の満了する直前の誕生日の1か月前から満了する日（満了する日が土曜日、日曜日、休日の場合はその翌日）のあいだに住所地を管轄する公安委員会に更新申請書を提出し、公安委員会が行う適性検査を受けなければなりません。

一定の病気等に該当するか判断するための質問票を公安委員会から受けた者は、その質問票もあわせて提出しなければなりません。

**Keyword**

「満了する日」とは、  
誕生日から1か月を経過する日をいいます。

**注!**

「一定の病気等」とは、  
自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある病気（統合失調症、てんかん、そううつ病、認知症など）にアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒を加えたものです。

### 4 運転免許証の更新の特例

海外旅行その他やむを得ない理由のため、更新期間内に適性検査を受けることが困難であると予想される場合は、住所地を管轄する公安委員会に更新期間前であっても免許証の更新を申請することができます。

また、更新を受けようとしている者のうち、優良運転者に限り更新申請書の提出を住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を経由して行うことができます。

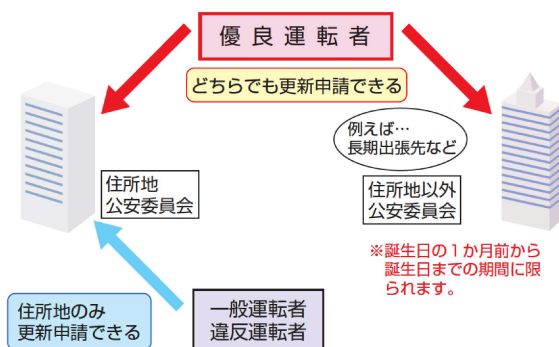
**注!**

「その他やむを得ない理由」とは、  
① 病気又は負傷で療養していること  
② 法令の規定により身体の自由を拘束されていること  
③ 社会の慣習又は業務遂行上やむを得ないこと  
④ 積雪、高波その他の自然現象により交通困難となっていること  
をいいます。

**注!**

#### 「住所地以外での更新の申請」

優良運転者に限り、有効期間が満了する年の誕生日の1か月前から誕生日の間であれば、住所地以外の公安委員会でも免許の更新の手続きが受けられます。



## セーフティエチケット

### 大切なもの……。

大変な思いをして取得した免許証を、引越しの際、住所変更しないため、更新案内のハガキが届かず、更新するのを忘れて失効してしまったり、しばらく運転しない間にどこかにしまい忘れてしまったりすることがあります。

免許証は、身分証明にも使用できるものです。うっかり失効したり、なくしてしまってだれかに悪用されたりしないためにも大切に管理してください。

## 5 更新を受けようとする者の義務

更新を受けようとするときは、公安委員会が行う講習を受けなければなりません。

講習には、次の4種類があります。

### ① 優良運転者講習

運転免許を受けている期間が5年以上の者で、過去5年間無事故、無違反の者が受講します。

### ② 一般運転者講習

運転免許を受けている期間が5年以上の者で、過去5年間に軽微違反を1回のみした者が受講します。

### ③ 違反運転者講習

運転免許を受けている期間が5年以上の者で、過去5年間に事故を起こしたり、重大違反や2回以上の軽微違反をした者が受講します。

### ④ 初回更新者講習

運転免許を受けている期間が5年未満の者（初回更新者）が受講します。

## 6 臨時適性検査

免許を受けている人が、心身の障がいにより車の運転に支障を及ぼすおそれのある場合は、公安委員会は、臨時適性検査を行うことができます。

## 7 運転免許の失効

免許証の更新を受けなかったときは、その効力が失われます。

再び免許を取得するためには、改めて免許試験を受けなければなりません。しかし、次のような場合には、免許試験の一部が免除されます。

### ① やむを得ない理由のために免許の失効後6か月以内に免許試験（学科・技能試験免除）を受けられなかった場合

病気や海外旅行などのやむを得ない理由のため、免許が失効した後6か月以内に免許試験（学科・技能試験免除）を受けることができなかったときは、その後、その事情（病気・海外旅行など）がなくなった日（病気の場合は退院などの日）から1か月以内にその事情を証明する書類などを添えて申請をし、適性試験に合格すれば、失効前の免許証を継続したとみなし、免許証の交付が受けられます。

ただし、このような場合でも免許証の有効期間が満了した日から3年を経過しているときは改めて技能試験と学科試験を受けなければなりません。

### ② やむを得ない理由がなく、免許が失効した日から6か月以内の場合

免許が失効した日から6か月以内であれば、適性試験（目・耳・運動能力の検査）に合格すれば、失効前の免許証を継続したとみなし、新しい免許証が交付されます。

## 8 申請による運転免許の取消し

運転免許を有する者は、住所地の公安委員会に対し、運転免許の全部又は一部の取消しを申請（免許の返上）することができます。

### ③ 点数制度の概要

#### 1 点数制度の意義及び内容のあらまし

点数制度とは、自動車（原動機付自転車を含む。）の運転者の過去3年間の交通違反・事故に、その内容に応じて定められた点数をつけ、その合計点数が一定の基準に達した場合に運転免許の拒否、保留又は取り消し、停止をする制度です。

#### 2 違反行為と点数

##### 1 基礎点数

交通違反などに付けられる点数で、特に悪質で危険性の高い「特定違反行為」と特定違反行為以外の「一般違反行為」に区分され、「特定違反行為」には危険運転致死等、酒酔い運転など、「一般違反行為」には無免許運転、速度違反などがあり、あわせて17段階の点数が定められています（違反点数と反則金額一覧表123 ページ参照）。

##### 2 付加点数

交通事故を起こした場合は、原因となった違反行為の基礎点数に交通事故の種別による付加点数が加算されます。

また、ひき逃げをすれば、さらに35点が加算されます。

負傷者が複数の場合の治療期間は、最も負傷の程度が重い者の治療に要する期間となります。

##### ◆交通事故につける付加点数

交通事故の種別	責任の種別	点数	
死亡事故	重	20	
	軽	13	
傷	・治療期間3か月以上 ・後遺障がいがある場合	重 軽	13 9
	害	・治療期間30日以上3か月未満 ・後遺障がいがない場合	重 軽
事		・治療期間15日以上30日未満 ・後遺障がいがない場合	重 軽
	故	・治療期間15日未満 ・建造物損壊事故	重 軽

##### ◆ひき逃げやあて逃げにつける点数

ひき逃げ等の種別	点数
ひき逃げ（人身事故）	35
あて逃げ（物損事故）	5

#### 3 処分の基準点数

処分の基準となる点数は、過去3年以内の運転免許の停止の回数によって、運転免許の停止又は取消しの基準点数が定められます。

なお、一定期間、無事故・無違反であった運転者については、違反点数又は前歴の計算において次のような特例が認められています。

- ① 免許を受けていた期間が1年以上あり、そのあいだ、無事故・無違反であったときは、それ以前の違反や事故の点数は加算されません。
- ② 免許を受けていた期間が2年以上あり、そのあいだ、無事故・無違反であった者が、軽微な違反行為（点数が1点、2点又は3点である違反行為）をした場合、その日からさらに3か月間無事故・無違反であったときは、その点数は加算されません。
- ③ 運転免許の停止などの前歴のある場合であっても、その後、1年以上のあいだ無事故・無違反で、



しかも、<sup>うんてんめんきょ</sup>運転免許の<sup>ていし</sup>停止も<sup>う</sup>受けないで<sup>けい</sup>経過したときは、<sup>うんてんめんきょ</sup>それまでの<sup>ていし</sup>運転免許の<sup>かいすう</sup>停止などの<sup>かいすう</sup>回数は、<sup>ぜんれき</sup>前歴0回の<sup>かい</sup>者として<sup>あつか</sup>扱われます。

◆一般違反行為による処分基準

前歴の回数	処分内容 免許の停止 (保留)	免許の取消し(拒否)				
		1(3)年欠格	2(4)年欠格	3(5)年欠格	4(5)年欠格	5(5)年欠格
前歴なし	6点～14点	15点～24点	25点～34点	35点～39点	40点～44点	45点以上
前歴1回	4点～9点	10点～19点	20点～29点	30点～34点	35点～39点	40点以上
前歴2回	2点～4点	5点～14点	15点～24点	25点～29点	30点～34点	35点以上
前歴3回以上	2点又は3点	4点～9点	10点～19点	20点～24点	25点～29点	30点以上

◆特定違反行為による処分基準

前歴の回数	処分内容	免許の取消し(拒否)							
		3(5)年欠格	4(6)年欠格	5(7)年欠格	6(8)年欠格	7(9)年欠格	8(10)年欠格	9(10)年欠格	10(10)年欠格
前歴なし		35点～39点	40点～44点	45点～49点	50点～54点	55点～59点	60点～64点	65点～69点	70点以上
前歴1回			35点～39点	40点～44点	45点～49点	50点～54点	55点～59点	60点～64点	65点以上
前歴2回				35点～39点	40点～44点	45点～49点	50点～54点	55点～59点	60点以上
前歴3回以上					35点～39点	40点～44点	45点～49点	50点～54点	55点以上

備考

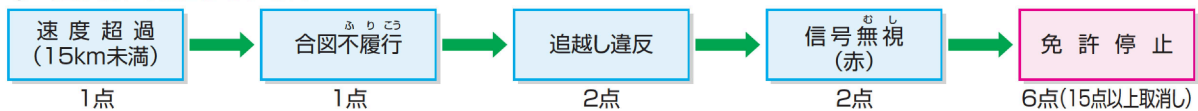
- ① 免許の拒否・保留は、違反行為をした日が起算日となります(ただし、失効した場合は除く。)
- ② 前歴の回数とは、免許の停止処分を受けたことのある回数をいいます。
- ③ ( )の年数は、免許の取消し・拒否を受けた者が、欠格期間終了後、5年以内の間に再び取消し・拒否を受けた場合の欠格年数を示します。

Research

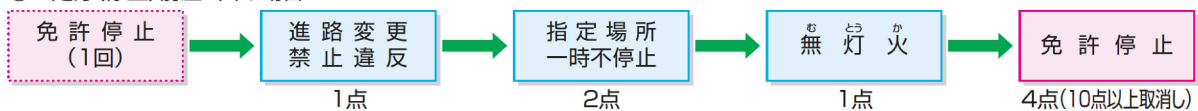
より深く...

「点数制度による処分の具体例」(一般違反行為の場合)

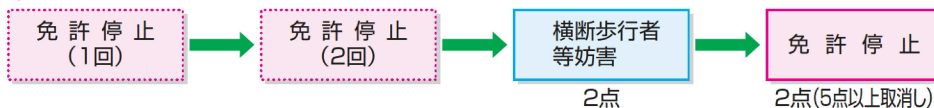
① 処分(停止)前歴がない場合



② 処分(停止)前歴1回の場合



③ 処分(停止)前歴2回の場合



# 4

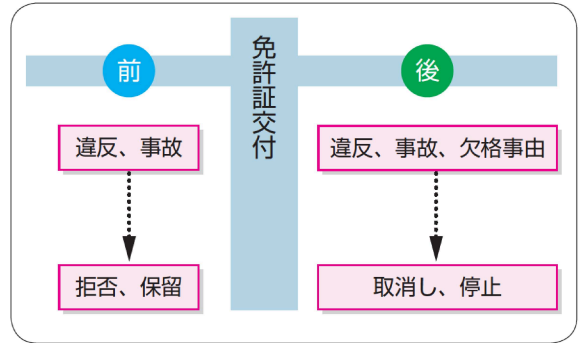
## 運転免許の取消し、停止等(法88・90・103・103の2・106の2・107、令33の2の3、38)

### 1 運転免許の拒否、保留など

運転免許試験に合格した者であっても、いずれかに該当する人は、**免許を拒否**又は**6か月を超えない範囲内で保留**されることがあります。

- ① 次に掲げるような心身の障がいにより、車の運転に支障を及ぼすおそれのある人
  - 統合失調症
  - てんかん、再発性失神、無自覚性の低血糖症
  - そううつ病、重度の睡眠障がいなど
  - 認知症
  - アルコール、麻薬等の中毒者
- ② 交通違反・事故などを起こした人
- ③ 運転者に道路交通法の重大違反(酒酔い運転、麻薬等運転)をさせたり、また、それを助けたりする行為(重大違反等)を行った人 ●
- ④ 駐車場など、道路以外の場所で自動車等を運転し、人を死傷させる行為(道路外致死傷)を起こした人 ●

◆免許の拒否、保留、取消し、停止など



### Keyword

「**重大違反等**」とは、

自ら運転していないものの、運転者を唆して重大な道路交通法違反をさせたり、運転者の重大な道路交通法違反を助けたりする行為などのことをいいます。

「**道路外致死傷**」とは、

工場の構内、駐車場等の道路交通法上の道路以外の場所において、自動車等を運転して、人を死傷させる行為などのことをいいます。

また、上記にかかわらず、次のいずれかに該当する人は、公安委員会から免許を拒否されることがあります。

- ① 自動車等を運転して故意に人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為をした人
- ② 危険運転致死傷罪等に当たる行為をした人
- ③ 酒酔い運転又は麻薬等運転をした人
- ④ 救護義務違反をした人
- ⑤ 道路外致死傷で故意によるもの又は危険運転致死傷罪等に当たる行為をした人

### 2 運転免許の取消し、停止など

免許を受けた者が、心身に障がいを生じ、又は免許の欠格事由に該当することとなったときは、免許が取り消されることがあります。 ●

また、免許を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、**免許の取消し**を受けたり、又は6か月以内の範囲内で**免許の効力が停止**されることがあります。

- ① 次に掲げる病気にかかっていることが判明したとき。

### 注!

「**免許の欠格事由**」とは、

- ① 資格年齢に満たない者(大型21歳、中型20歳(大型・中型は、特別な教習を修了した者のみ19歳)。準中型、普通、大特、大型二輪、けん引18歳。普通二輪、小特、原付16歳)
- ② 免許を拒否された日から起算して指定された期間を経過していない者
- ③ 免許を保留されている者
- ④ 免許を取り消された日から起算して、指定された期間を経過していない者
- ⑤ 免許の効力が、停止又は仮停止されている者などのことをいいます。

- 統合失調症
  - てんかん、再発性失神、無自覚性の低血糖症
  - そううつ病、重度の睡眠障がいなど
- ② 認知症であることが判明したとき。
- ③ 目が見えないことや次に掲げるような身体の障がいにより車の運転に支障があることが判明したとき。
- 障がいにより腰をかけていることができない人
  - 四肢の全部又は機能を失った人
- ④ アルコール、麻薬等の中毒者であることが判明したとき。
- ⑤ 交通違反・事故などを起こしたとき。
- ⑥ 重大違反し等や道路外致死傷を行ったとき。
- ⑦ その他免許を受けた者が、運転することにより著しく交通の危険を生じさせるおそれがあるとき。
- また、上記にかかわらず、次のいずれかに該当する人は、免許が取り消されることがあります。
- ① 自動車等を運転して故意に人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為をしたとき。
- ② 危険運転致死傷罪等に当たる行為をしたとき。
- ③ 酒酔い運転又は麻薬等運転をしたとき。
- ④ 救護義務違反をしたとき。
- ⑤ 道路外致死傷で故意によるもの又は危険運転致死傷罪等に当たる行為をしたとき。

## Research

より深く…

### 「一定の病気を理由に免許を取り消された者の再取得」

自動車の運転に支障を及ぼすおそれのある病気により免許を取り消された場合、取消しから3年以内に再取得をする時の運転免許試験(適性試験は除く)は、免除されます。また、免許の取得期間は、取り消されていた期間を除き、継続していたものとみなされます。

## 悪質危険運転

悪質かつ危険運転に対する法律として「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」により「危険運転致死傷罪」「過失運転致死傷罪」があります。

また、アルコールや薬物による事故を隠すため、現場から逃走した場合の「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」等もあり、無免許運転の場合はこれらの罰則に加重されます。

## 3 運転免許の効力の仮停止

悪質な重大事故を起こしたときは、その日から30日間を限度に事故を起こした場所の警察署長から免許の仮停止を受けることができます。

**注!**

「悪質な重大事故」とは、

- ① ひき逃げをしたとき
- ② 無免許、無資格、酒酔い、酒気帯び、過労運転等又は麻薬、覚醒剤などを服用して運転し、死亡事故、傷害事故を起こしたとき
- ③ その他危険性の高い違反行為により交通事故を起こし人を死亡させたときなどのことをいいます。

罪 名	罰 則	無免許運転の場合
・危険運転致死傷罪	人を負傷させた場合 15年以下の懲役	6月以上の有期懲役 (20年以下)
	人を死亡させた場合 1年以上の有期懲役	
(アルコール等の影響 運転)	人を負傷させた場合 12年以下の懲役	15年以下の懲役
	人を死亡させた場合 15年以下の懲役	6月以上の有期懲役 (20年以下)
・過失運転致死傷アル コール等影響発覚免 脱罪	12年以下の懲役	15年以下の懲役
・過失運転致死傷罪	7年以下の懲役若しくは 禁錮又は100万円以下 の罰金	10年以下の懲役

## 4 仮免許の取消し

仮免許を受けた者が心身に障がいを生じ、運転に支障を及ぼすおそれがあるとき又は交通法令の違反により取消しの基準に達したとき、重大違反唆しなどや道路外致死傷を行ったときは、仮免許を取り消すことがあります。

**注!**

「仮免許取消し基準」とは、

- ① 仮免許者が交通事故を起こしたとき
  - ② 仮免許者が酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、無資格運転、速度超過（30km/h以上）、過労運転、共同危険行為等禁止違反、仮免許運転違反、無車検車運転、無保険車運転等をしたとき
  - ③ 運転に支障がある程度の身体の障がい、病気にかかったとき
- をいいます。

## 5 運転免許証の返納など

次の場合、住所地の公安委員会に免許証を速やかに返納しなければなりません。

- ① 免許が取り消されたとき。
- ② 免許が失効したとき。
- ③ 免許証の再交付を受けたのち、亡失した免許証を発見又は回復したとき。

## 5 初心運転者期間制度（法100の2、令36）

### 1 初心運転者期間

準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けた者について、免許の種類ごとに、取得後1年間（停止中の期間を除く。）が初心運転者期間とされます。

### 2 初心運転者講習

初心運転者期間に道路交通法違反などを犯し一定の基準（合計した点数がはじめて3点以上となる場合です。ただし、3点の違反1回で3点に達した場合を除きます。）に該当した者には、初心運転者講習が行われます。

### 3 再試験

2の基準に該当する者が、初心運転者講習を受けなかった場合や、講習を受けてもその後初心運転者期間が経過するまでの間に道路交通法違反などを犯し一定の基準（合計した点数がはじめて3点以上となる場合です。ただし、3点の違反1回で3点に達した場合を除きます。）に該当した場合は、再試験が行われます。

ただし、普通免許を2年以上受けてから、準中型免許を取得した者は免除されます。

### 4 再試験に係る取消し

再試験に合格しなかった者や再試験を受けなかった者の免許は取り消されます。

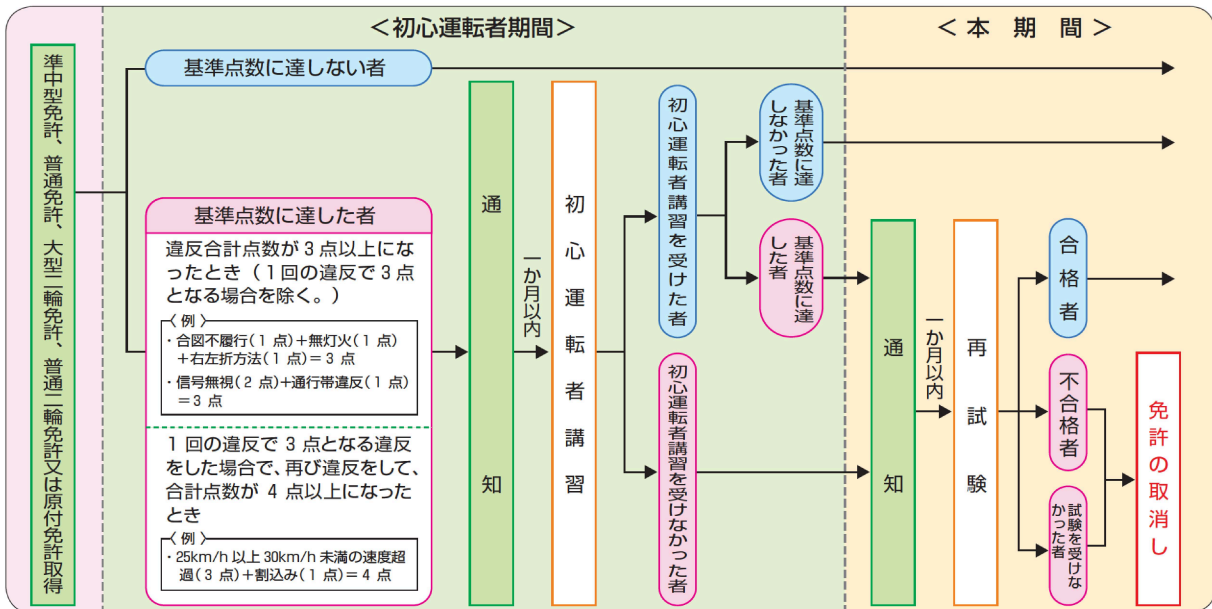
この取消処分については、欠格期間がありません。

**注!**

「欠格期間」とは、

免許の拒否や取消し処分を受けたとき、政令で定める基準に従い、10年を超えない範囲内で免許を受けることができない期間のことをいいます。

## ◆初心運転者期間制度の概要



## ⑥ 若年運転者期間制度（法102の3、104の2の4、令34、37の10）

## 1 若年運転者期間

特例取得免許（19歳から大型免許を受けることができる者に該当して受けた大型免許若しくは19歳から中型免許を受けることができる者に該当して受けた中型免許）を受けている者で、特例取得免許を最初に受けた日から21歳に達するまでの間（停止期間及び20歳に達した日以後、中型免許のみを受けている期間を除く。）が「若年運転者期間」とされます。

## 2 若年運転者講習

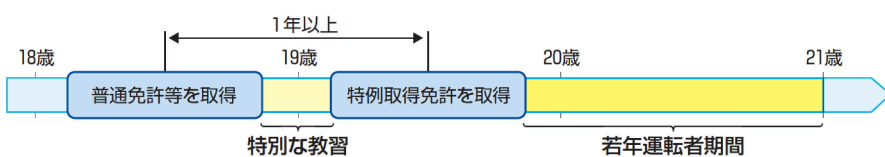
若年運転者期間に、道路交通法等に違反する行為をし、一定の基準に該当し、通知を受けたときは、通知を受けた日の翌日から1か月を超えるまでの間に若年運転者講習を受けなければなりません。

## 3 若年運転者期間に係る取消し

期間中に講習を受けないとき、又は受講した後、若年運転者期間が経過するまでの間に再び道路交通法違反などを犯し一定の基準に該当した者は、特例取得免許を取り消されます。

注!

「一定の基準に該当」とは、累積点数3点以上（1回の違反が3点の場合は4点以上）となることをいいます。

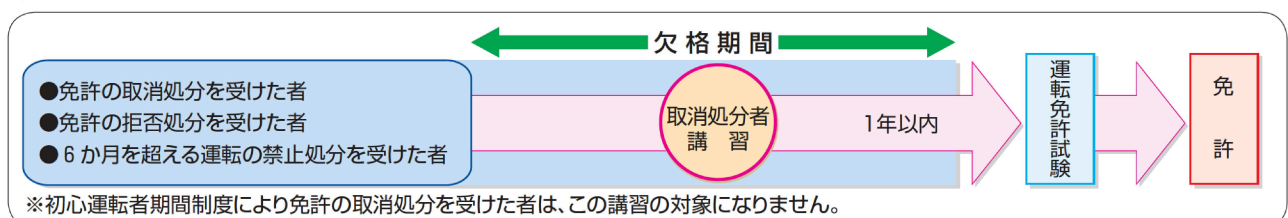


## ⑦ 取消処分者講習制度（法96の3・108の2）

過去に運転免許の拒否や取消し（再試験に係る取消しを除きます。）又は6か月を超える期間の運転の禁止の処分を受けたことがある者が、欠格期間経過後、運転免許試験を再び受けようとするときは、過去1年以内に公安委員会が行う取消処分者講習を受けていなければ、運転免許試験を受けることができません。

また、免許が失効したため、免許の取消しを受けなかった者等が運転免許を再取得する場合も、取消処分者講習を受けなければなりません。

## ◆取消処分者講習制度の概要



## 8 交通反則通告制度の概要 (法125・126・127・128・129)

### 1 交通反則通告制度の意義及び内容のあらまし

交通反則通告制度とは、危険性の高い悪質な違反を除き、比較的危険性の少ない軽い交通違反（「反則行為」といいます。）については、一定期間内に定額の反則金を納めれば、刑事上の責任を問われないという制度です。

しかし、無免許運転や酒気帯び運転した者、反則行為によって交通事故を起こした者のような危険性の高い者には、この制度は適用されません。

### 2 反則金

反則金は国に納められますが、都道府県や市町村の交通安全施設の設置などに使われます。

### 3 告知と仮納付

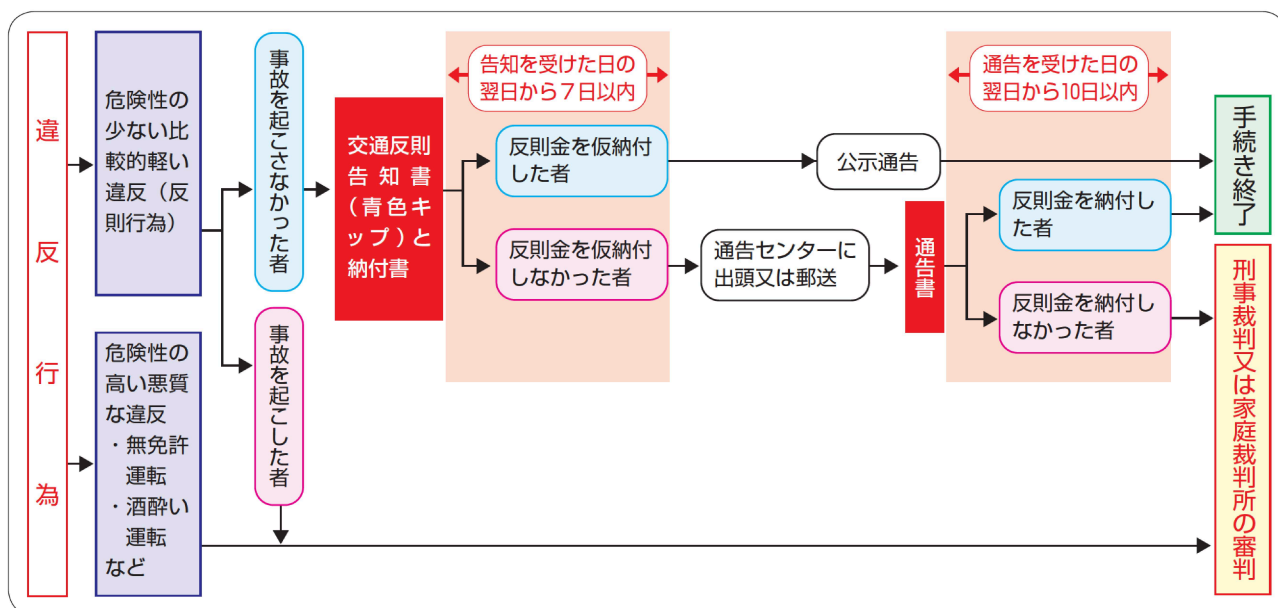
① 反則行為をした者は、警察官などから「交通反則告知書」（青色キップ）が交付されます。反則者は告知内容に異議がなければ、告知を受けた日の翌日から7日以内に定められた反則金を郵便局か銀行に仮納付することができます。

② 仮納付をした者に対しては、後日警察本部長がその者に公示の方法で通告をすることにより、反則金を本納付したこととみなされ、すべての手続きが終わり、刑事上の責任は問われません。

### 4 通告と納付

仮納付をしないときは、指定された通告センターに出頭するか、又は郵送による通告書で、反則金納付の通告を受けることになります。通告を受けた者は通告を受けた日の翌日から10日以内に仮納付と同じ方法で反則金を納付することにより手続きが終わります。

◆交通反則通告制度の流れ



## ■高齢者講習制度

更新期間満了日における年齢が70歳以上75歳未満の高齢者については、更新期間が満了する6か月前以内に、高齢者講習を受講しなければなりません。

ただし、更新日前6か月以内に公安委員会が行う任意講習又は民間の行う一定の教育を受けた人は免除されます。

高齢者講習の内容としては、受講時に運転適性指導を受けることにより高齢者が加齢に伴って生ずる身体の機能の低下を自覚して、安全に運転することができることとしています。

更新期間満了日における年齢が75歳以上の高齢者については、更新期間が満了する6か月前以内に認知機能検査を受けた上で、高齢者講習を受けなければなりません。ただし、過去3年以内に基準違反行為をした者は、運転技能検査を受け、検査に合格しなければ、免許の更新を受けることができません。

また、75歳以上の方は、免許の更新時にのみ受けていた認知機能検査を認知機能の低下により起こしやすい違反行為をしたときは、更新時を待たずに臨時認知機能検査を受けなければなりません。

検査により、機能の低下が運転に影響するおそれがあると診断された場合は臨時高齢者講習を受けなければなりません。ただし、検査により認知症のおそれがあると判定されたときは、違反の有無を問わず、医師の診断を受け診断書を提出しなければなりません（診断の結果認知症と判断された場合は、運転免許の取消しの対象になります。）。

**注!**

「基準違反行為」とは、

- ① 信号無視
- ② 通行区分違反
- ③ 通行帯違反
- ④ 速度超過
- ⑤ 横断等禁止違反
- ⑥ 踏切不停止等・遮断踏切立入り
- ⑦ 交差点右左折方法違反等
- ⑧ 交差点安全進行義務違反等
- ⑨ 横断歩行者等妨害等
- ⑩ 安全運転義務違反
- ⑪ 携帯電話使用等

## Research

より深く…

### 「臨時認知機能検査」

75歳以上の運転者が、次に掲げる認知機能の低下により起こしやすい違反（18項目）をしたときは、臨時認知機能検査を受けなければなりません。ただし、違反行為をした日前3か月以降に認知機能検査や臨時適性検査を受け、医師に診断書を提出した者は除かれます。

- |                  |                             |
|------------------|-----------------------------|
| ○ 信号無視           | ○ 優先道路通行車妨害等・交差点安全進行義務違反    |
| ○ 通行禁止違反         | ○ 交差点優先車妨害                  |
| ○ 通行区分違反         | ○ 交差点優先車妨害（右折時）             |
| ○ 横断等禁止違反        | ○ 環状交差点通行車妨害等・環状交差点安全進行義務違反 |
| ○ 進路変更禁止違反       | ○ 横断歩行者等妨害等                 |
| ○ 踏切不停止等・遮断踏切立入り | ○ 徐行場所違反                    |
| ○ 交差点右左折方法違反     | ○ 指定場所一時不停止等                |
| ○ 指定通行区分違反       | ○ 合図不履行                     |
| ○ 環状交差点左折等方法違反   | ○ 安全運転義務違反                  |

## 「国際運転免許証」

「道路交通に関する条約」による運転免許証（国際免許証）を有する者は、日本に上陸した日から1年間は、その国際免許証で運転することができる（とされる自動車等（旅客用車両を除く。））を運転することができます。

## 「国外運転免許証」

「道路交通に関する条約」に加盟している外国で自動車等を運転しようとするときは、国外運転免許証をもって渡航すれば、発行の日から起算して1年間は、その免許で運転することができる（とされている自動車等を運転することができます）。

## ■違反者講習制度

違反者講習は、

- ① 3点以下の違反行為（軽微違反行為）をし、その累積点数が6点になる者
- ② 軽微違反行為をしたときに、前歴がない者
- ③ 過去3年以内に免許の効力の停止などの処分や違反行為をしたことがない者
- ④ 過去3年以内に道路外致死傷や重大違反等（はんぱ）等の行為をしたことがない者

に対して行う講習で、この違反者講習を受けた者に対しては、行政処分が行われないこととなります。講習の内容としては、道路を通行する者に対する交通安全教育などの運転者の資質の向上に関する活動の体験を含む課程又は自動車などを用いた運転適性指導を含む課程のいずれかを受講者が選択できることとし、これらを受講することにより自らの危険な運転行動について認識させることとしています。



## ためしてみよう! OX問題

正しいと判断したときは○の欄、まちがっている  
と判断したときは×の欄に✓印をつけてください。

	○	×
問1 乗車定員11人以上の車を運転するには、中型免許か大型免許が必要である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
問2 運転免許停止処分の期間中に運転をしても無免許運転にはならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
問3 優良運転者とは、継続して免許を受けている期間が5年以上である者であって、5年間違反行為をしたことがない運転者のことをいう。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
問4 運転免許証の更新手続きは、有効期間の満了する直前の誕生日の1か月前から、誕生日から1か月を経過する日までの間に行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
問5 運転免許証は、再交付ができないので大切に保管しなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
問6 第一種普通免許を受けている者は、事業用の普通貨物自動車を運転できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
問7 免許証の有効期間は、過去の違反の有無にかかわらず3年である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
問8 仮免許の有効期間は、1年である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
問9 初心運転者の運転免許証の有効期間は、適性試験を受けた日の後の3回目の誕生日が経過するまでの期間である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



違反点数と反則金額一覧表 (黒数字は違反点数。赤数字は反則金、単位は千円)

(令和2年6月30日施行)

Table with columns: 交通違反の種類, 点数, 酒気帯び点数, 反則金の額 (大型, 普通, 二輪, 原付). Rows include categories like 運転殺人等, 危険運転致死等, 運転傷害等, 危険運転致傷等, 酒酔い運転, 妨害運転, 共同危険行為等禁止違反, 無免許運転, 大型自動車等無資格運転, 仮免許運転違反, 酒気帯び, 過労運転, 妨害運転, 無車検, 無保険, 速度超過, 積載物重量制限超過, 携帯電話使用等, 駐車違反, 保管場所法, 違反, 警察官現場指示違反, 警察官通行禁止制限違反, 信号無視, 通行禁止違反, 歩行者用道路徐行違反, 通行区分違反, 高速自動車国道等車間距離不保持, 歩行者側方安全間隔不保持, 急ブレーキ禁止違反, 法定横断等禁止違反, 追越し違反, 路面電車後方不停止, 踏切不停止等, 遮断踏切立入り, 優先道路通行車妨害等, 交差点安全進行義務違反, 環状交差点通行車妨害等, 環状交差点安全進行義務違反, 横断歩行者等妨害等.

Table with columns: 交通違反の種類, 点数, 酒気帯び点数, 反則金の額 (大型, 普通, 二輪, 原付). Rows include categories like 徐行場所違反, 指定場所一時不停止等, 駐停車禁止, 整備不良, 作動状態記録装置不備, 安全運転義務違反, 幼児等通行妨害, 安全地帯徐行違反, 騒音運転等, 消音器不備, 大型自動二輪車等乗車方法違反, 自動運行装置使用条件違反, 高速自動車国道等措置命令違反, 本線車道横断等禁止違反, 高速自動車国道等運転者遵守事項違反, 免許条件違反, 番号標表示義務違反, 混雑緩和措置命令違反, 通行許可条件違反, 通行帯違反, 路線バス等優先通行帯違反, 軌道敷内違反, 道路外出右左折方法違反, 道路外出右左折合図車妨害, 指定横断等禁止違反, 車間距離不保持, 進路変更禁止違反, 追い付かれた車両の義務違反, 乗合自動車発進妨害, 割込み等, 交差点右左折方法違反, 交差点右左折等合図車妨害, 指定通行区分違反, 環状交差点左折等方法違反, 交差点優先車妨害, 緊急車妨害等, 交差点等進入禁止違反, 無灯, 減光等義務違反, 合図不履行, 合図制限違反, 警音器吹鳴義務違反, 乗車積載方法違反, 定員外乗車, 積載物大きさ制限超過, 積載方法制限超過, 制限外許可条件違反, けん引違反, 原付けん引違反, 転落等防止措置義務違反, 転落積載物等危険防止措置義務違反, 安全不確認ドア開放等, 停止措置義務違反, 初心運転者等保護義務違反, 座席ベルト装着義務違反, 幼児用補助装置使用義務違反, 乗車用ヘルメット着用義務違反, 初心運転者標識表示義務違反, 聴覚障がい者標識表示義務違反, 最低速度違反, 本線車道通行車妨害, 本線車道緊急車妨害, 本線車道出入方法違反, けん引自動車本線車道通行帯違反, 故障車両表示義務違反, 仮免許練習標識表示義務違反, 泥はね, 公安委員会遵守事項違反, 運行記録計不備, 警音器使用制限違反, 免許証不携帯.

(注) 1 大型とは大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車、トロリーバス及び路面電車、普通とは普通自動車及び軽自動車、二輪とは大型自動二輪車及び普通自動二輪車、原付とは小型特殊自動車及び原動機付自転車を含みます。
2 ※印欄は、反則金ではすまされず、直接罰金等が科せられます。
3 「速度超過」の欄の「高速」は高速自動車国道又は自動車専用道路をいいます。
4 違反をした場合に酒気を帯びていたときは、「酒気帯び点数」の点数となります。
5 「酒気帯び」の数値は、呼気1リットルに含むアルコール保有量をいいます。
6 「座席ベルト装着義務違反」の助手席以外の着用については、高速自動車国道等のみの点数となります。
7 「初心運転者標識表示義務違反」の欄の「点数」は、準中型免許(当該免許取得前に2年以上普通免許を受けていた者を除く。)及び普通免許を受けていた期間が1年に達しない者のみに、「反則金」の「大型」は、準中型免許を受けていた期間が1年に達しない者(当該免許取得前に2年以上普通免許を受けていた者を除く。)のみに適用されます。
8 「聴覚障害者標識表示義務違反」の欄の「点数」は、準中型自動車、普通自動車のみ、「大型」は、準中型自動車のみ適用されます。